

【行政情報】

● 重説等の書面交付を電子化へ、マニュアルを公表：国交省

国土交通省は 4 月 27 日、宅地建物取引業者等が重要事項説明書等の電磁的方法による提供等を適正かつ円滑に実施することができるよう、マニュアルを公表した。

2021 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）において、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われた。宅地建物取引業法関連では、宅地建物取引士の押印廃止や、重要事項説明書、契約締結時書面、媒介契約締結時書面等の書面の電磁的方法による提供を可能とする改正規定が 2022 年 5 月 18 日から施行される。これに伴い、「宅地建物取引業法施行規則」（昭和 32 年建設省令第 12 号）等を改正し、重要事項説明書等の書面の電磁的方法による交付に係る規定の整備等が行われた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「住宅生産技術イノベーション促進事業」の提案募集を開始：国交省

国土交通省は 4 月 26 日、「住宅生産技術イノベーション促進事業」について、事業者の募集を開始した。住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組について、優れた提案を応募した者に対して、国が当該技術開発等に要する費用の一部を補助するもの。

応募者の対象は、共同技術開発契約を締結して技術開発を行おうとする者（単独での応募、国の機関による応募は不可）。補助金の額は、技術開発に要する費用の 1/2 以内（限度額：国費 5000 万円／件、最長 3 年）。応募期限は、6 月 7 日（火）。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「次世代住宅プロジェクト 2022」の提案募集を開始：国交省

国土交通省は 4 月 26 日、IoT 技術等を活用した住宅等のリーディングプロジェクトを支援する「次世代住宅プロジェクト 2022」の企画提案の募集を開始した。

主な事業要件は、IoT 技術等を活用した住宅等であること、2022 年度に事業着手するもの、[IoT 技術等を活用した次世代住宅懇談会とりまとめ](#)を踏まえたものであること。

補助対象費用は、調査設計計画費、建設工事費、マネジメントシステムの整備費用等のうち、IoT 技術に係るもののほか、効果の検証等に要する費用等。補助率は補助対象費用の 1/2、補助限度額は 1 プロジェクトあたり 5 億円等。応募期間は 6 月 7 日（火）。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 2021 年度 住宅市場動向調査の結果を公表：国交省

国土交通省は 4 月 26 日、住宅市場動向調査（2021 年度）の結果を公表した。2021 年度調査は、新型コロナウイルス感染症拡大後の状況を初めて把握した調査であり、物件・施工者に関する情報

収集方法について、「インターネットで」と選択した割合が直近5年間で大きく増加していることが分かった。また、住宅選択の理由について、「立地環境が良かったから」など住宅種別によってその理由は様々であるが、既存住宅取得世帯では「住宅のデザイン・広さ・設備等が良かったから」を選択する割合が前年度調査から増加した。

[報道発表資料：国土交通省](#)

- 「宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定

第204回国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う規定の整備を行う政令等が、4月22日に閣議決定された。

整備法において民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うことなどを可能とする見直しが行われたことに伴い、書面交付を電磁的方法により行う際にあらかじめ相手方から得る必要のある承諾等の手続等を定めるため、宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する。

整備法による改正規定のうち、公布から1年以内に施行することとされている規定の一部（宅地建物取引業法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等）の施行期日は2022年5月18日（水）。

[報道発表資料：国土交通省](#)

- 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ化促進など経済構造の転換が強く求められている現下の情勢も踏まえ、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」が4月20日に閣議決定された。

[報道発表資料：国土交通省](#)

- 「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の募集を開始：国交省

国土交通省は4月20日、全国の空き家対策を一層加速化させるための支援制度「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」の提案の募集を開始した。

対象事業は、専門家等と連携した空き家に関する相談窓口の整備等を行う事業、住宅市場を活用した空き家に係る課題の解決を行う事業、ポストコロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組を行う事業。応募期限は2022年5月20日（金）。

[報道発表資料：国土交通省](#)

- 2022年度「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始：国交省

国土交通省は4月8日、既存住宅の性能向上や子育てしやすい環境等の整備に資する優良なリフォームを支援する「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の募集を開始した。

対象事業は、以下の[1]、[2]を満たす戸建住宅又は共同住宅のリフォーム工事。

[1]インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること

[2]工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されていること

補助対象費用は、性能向上リフォーム工事に要する費用、子育て世帯向け改修工事に要する費用、インスペクションや維持保全計画・履歴作成に要する費用等。補助率は補助対象費用の1/3、補助限度額は原則100万円/戸。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた道路空間利活用に関するガイドラインを公表：国交省

国土交通省は4月26日、地方公共団体やエリアマネジメント団体等を念頭に、地域の賑わい創出のためのイベント等による利用など、道路空間の利活用を円滑に実施するための基礎情報をとりまとめたマニュアルを公表した。

国土交通省では昨年3月から、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応方策等を検討し、地域の取組を支援するため、「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チームを設置し、関係省庁を交えて議論を重ねてきた。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 戸建の宅地開発、無電柱化事業を拡充：東京都

東京都は4月1日、「宅地開発無電柱化推進事業」の募集を開始した。

拡充により、補助対象の限度額を2,000万円とし、国の補助と合わせ補助額を引き上げる（国土交通省の補助「無電柱化まちづくり促進事業」（今年度から創設）との連携）。一方、道路延長1メートル当たり20万円としていた補助限度額の設定を廃止した。また、補助対象として、公道における管路の管理に、自治体管理方式等を追加し、事業年度を2024年度まで（事業期間を2年間から3年間に）延長した。補助対象者は、開発行為の許可を申請する者で、開発事業を実施する者。対象事業の条件は、都内で開発許可により新たに道路を築造する戸建ての宅地開発など。

[報道発表：東京都](#)